

平成 18年 5月 23日

各 位

会 社 名 和興エンジニアリング株式会社
代表者名 代表取締役社長 福 井 敏 明
(JASDAQ・コード1756)
問合せ先 取締役業務企画部長 竹内 俊三
電話 03- 3798- 4412

定款の(一部)変更に関するお知らせ

当社は、平成 18年 5月 23日開催の取締役会において、「定款の(一部)変更の件」を平成 18年 6月 22日開催予定の第 61回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「会社法」(平成 17年法律第 86号)等が平成 18年 5月 1日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 会社法第 326条第 2項の規定に従い、当会社に設置する機関を定めるため、変更案第 19条(取締役会の設置)、第 32条(監査役および監査役会の設置)、第 42条(会計監査人の設置)を新設するものであります。
- (2) 変更案第 42条(会計監査人の設置)新設に伴い、変更案第 43条~45条(会計監査人の選任、任期、報酬等)に関する規定を新設するものであります。
- (3) 会社法第 214条の規定に従い、株券を発行する旨を定めるため、変更案第 8条(株券の発行)を新設するものであります。
- (4) 会社法第 189条第 2項の規定に従い、単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限するため、変更案第 9条(単元未満株主の権利)を新設するものであります。
- (5) 会社法第 370条の規定に従い、必要が生じた場合に書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、変更案第 27条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。
- (6) 会社法第 426条第 1項および第 427条第 1項の規定に従い、取締役、監査役および会計監査人が期待される役割を十分に発揮することができるよう、変更案第 31条(取締役の責任免除)、第 41条(監査役の責任免除)、第 46条(会計監査人の責任免除)を新設するものであります。

なお変更案第 31条の新設につきましては、あらかじめ各監査役の同意を得ております。

- (7) 会社法施行規則第 9 4 条、第 1 3 3 条第 3 項および会社計算規則第 1 6 1 条第 4 項、第 1 6 2 条第 4 項の規定に従い、事業報告における記載事項の一部、株主総会参考書類における記載事項の一部、個別注記表および連結計算書類の全部につき、インターネットで開示することにより、書面による提供の省略を可能とするため、変更案第 1 5 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
- (8) 会社法第 3 1 0 条第 5 項の規定に従い、議決権の代理行使の人数を明確にするため、現行定款第 1 4 条(議決権の代理行使)を変更するものであります。
- (9) 会社法第 9 3 9 条第 1 項および第 3 項の規定に従い、公告の周知性向上や合理化等をはかるため現行定款第 4 条(公告方法)を変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告をすることができないときの措置を定めるものであります。
- (10) 定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。
- (11) 旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、併せて一部表現の変更、字句の修正、条文の統合・分割および文言の削除を含む整備等を行うものであります。
- (12) 上記各変更に伴う条数の変更、その他所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線__は変更部分であります)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">定 款</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第 1条 当社は和興エンジニアリング株式会社と称し、英文ではWAKO ENGINEERING CORP.と表示する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2条 当社は国内および国外において次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 電気通信設備、電気設備およびこれらの付帯設備の企画、調査、設計、監理ならびに建設、保守および修理加工に関する業務</p> <p>(2) 土木、ほ装、建築その他工作物の企画、調査、設計、監理ならびに建設、保守および修理加工に関する業務</p> <p>(3) 上下水道施設、衛生給排水、空調、防災等建築設備の企画、調査、設計、監理ならびに建設、保守および修理加工に関する業務</p> <p>(4) 情報処理設備のシステム、ハードウェア、ソフトウェアの企画、調査、設計、監理ならびに建設、保守および修理加工に関する業務</p> <p>(5) 前各号に関連する測量、コンサルティングならびに機材、機器類の製作、販売、賃貸および輸出入に関する業務</p> <p>(6) 不動産の売買、交換、賃貸借および仲介ならびに所有、管理および利用に関する業務</p> <p>(7) 特定労働者派遣事業および一般労働者派遣事業</p> <p>(8) 損害保険代理業</p> <p>(9) 前各号に付帯関連する一切の業務</p>	<p style="text-align: center;">定 款</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第 1条 (現行どおり)</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(本店の所在地) 第3条 当社は本店を東京都港区に置く</p> <p>(公告方法) 第4条 当社の公告は東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う 新設」</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(<u>会社が発行する株式の総数</u>) 第5条 当社の発行する株式の総数は6,000万株とする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</p> <p>(自己株式の取得) 第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の定めにより取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。</u></p> <p>(1単元の株式の数) 第7条 当社の1単元の株式の数は、1,000株とする。</p> <p>(<u>単元未満株券の不発行</u>) 第8条 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。</u> 新設」</p>	<p>(本店の所在地) 第3条 (現行どおり)</p> <p>(公告方法) 第4条 当社の公告は、<u>電子公告により行う</u> 2 <u>やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(<u>発行可能株式総数</u>) 第5条 当社の発行可能株式総数は、6,000万株とする。</p> <p>(自己の株式の取得) 第6条 当社は、<u>取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(<u>単元株式数</u>) 第7条 当社の1単元の株式数は、1,000株とする。</p> <p>削除」</p> <p>(<u>株券の発行</u>) 第8条 <u>当社は株式に係る株券を発行する。</u> 2 <u>前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>新設」</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第9条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。</p> <p>2 <u>名義書換代理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>3 当社の株主名簿および実質株主名簿ならびに<u>株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券の交付、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理、株券喪失登録および单元未満株式の買取り</u>その他株式に関する事務は<u>名義書換代理人に取</u>扱わせ、当社においては<u>これを取扱</u>わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 当社の<u>株券の種類、株式の名義書換、株券の交付、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理、株券喪失登録および单元未満株式の買取り</u>その他株式に関する<u>請求の手続き</u>および手数料については、取締役会で定める株式取扱規則による。</p>	<p>(单元未満株主の権利)</p> <p>第9条 当社の株主 (実質株主を含む。以下同じ。)は、<u>その有する单元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>取得請求権付株式の取得を請求する権利</u></p> <p>(3) <u>募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>2 <u>株主名簿管理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、<u>公告する。</u></p> <p>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。) <u>株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、单元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱</u>わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当社が発行する株券の種類ならびに<u>株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、单元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等</u>および手数料については、<u>法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則</u>による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主および実質株主名簿に記載または記録された実質株主をもって、その<u>決算期</u>に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 前項ならびに本定款に別段の定めがある場合の<u>ほか必要あるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告のうえ、臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(招集時期)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は毎年6月に、臨時株主総会は必要ある<u>毎にこれを招集する。</u></p> <p>(招集者および議長)</p> <p>第13条 株主総会は法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議に<u>基づき代表取締役社長がこれを招集しその議長となる。</u></p> <p>2 <u>代表取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</u></p>	<p>(基準日)</p> <p>第12条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された<u>議決権を有する株主</u>をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 前項にかかわらず、<u>必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする</u>ことができる。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(招集時期)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は毎年6月に<u>招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。</u></p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</u></p> <p>2 <u>株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>新設」</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 株主および実質株主は、当会社の議決権を有する他の株主および実質株主を代理人としてその議決権を行使することができる。<u>この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出することを要する。</u></p> <p>新設」</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は法令または定款に別段の定めのある場合を除き出席した株主および実質株主の議決権の過半数をもってこれを決する。</p> <p>2 商法第343条の規定によるべき株主総会の決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主および実質株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを決する。</u></p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、<u>議決権を行使することができる。</u></p> <p>2 前項の場合には、<u>株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、<u>法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2 <u>会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議事録)</p> <p>第16条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役が記名押印または電子署名を行う。</p> <p>2 株主総会の議事録はその原本を決議の日から10年間本店に、その謄本を5年間支店に備え置く。</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>新設」</p> <p>(員数および選任方法)</p> <p>第17条 取締役は20名以内とし株主総会においてこれを選任する。</p> <p>2 前項の選任決議は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主および実質株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。</p> <p>新設」</p>	<p>(議事録)</p> <p>第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。</p> <p>削除」</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役会の設置)</p> <p>第19条 当社は取締役会を置く。</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 当社の取締役は、20名以内とする。</p> <p>削除」</p> <p>削除」</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任 期)</p> <p>第18条 取締役の任期は就任後 2年内の最終決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。</p> <p>2 補欠により選任された取締役の任期は退任した取締役の残任期間と同一とする。</p> <p>3 増員により選任された取締役の任期は他の在任取締役の残任期間と同一とする。</p> <p>(代表取締役等)</p> <p>第19条 取締役会の決議により代表取締役 2名以内を選任し、そのうち1名を社長とする。</p> <p>2 取締役会はその決議をもって取締役のうちより会長 1名、副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができる。</p> <p>新設」</p> <p>(取締役会の招集者および議長)</p> <p>第20条 取締役会は法令に別段の定めのある場合を除き代表取締役社長がこれを招集し、その議長となる。ただし代表取締役会長がある場合は代表取締役会長がこれにあたる。</p> <p>2 代表取締役会長および代表取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後 2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>削除」</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役 2名以内を選定する。</p> <p>2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長 1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集し、議長となる。ただし、取締役会長がある場合は取締役会長がこれにあたる。取締役会長および取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>削除」</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集)</p> <p>第21条 取締役会招集の通知は各取締役および各監査役に対して、会日の3日前までに発するものとする。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第22条 取締役会の決議は取締役の過半数が出席し、<u>その出席取締役の過半数によって決する。</u></p> <p>新設」</p> <p>(議事録)</p> <p>第23条 取締役会の議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>2 取締役会の議事録は、決議の日から10年間本店に備え置く。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第24条 取締役会に関する事項については、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(報酬ならびに退職慰労金)</p> <p>第25条 取締役の報酬ならびに退職慰労金は株主総会の決議をもってこれを定める。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第26条 取締役会の決議は、<u>取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 <u>当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>削除」</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第29条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬等は、<u>株主総会の決議によって定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>新設」</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>新設」</p> <p>(員数および選任方法)</p> <p>第26条 監査役は4名以内とし株主総会においてこれを選任する。</p> <p>2 前項の選任決議は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主および実質株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任 期)</p> <p>第27条 監査役の任期は就任後4年内の最終決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。</p> <p>2 補欠により選任された監査役の任期は退任した監査役の残任期間と同一とする。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第31条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であったものを含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2 当社は社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役および監査役会の設置)</p> <p>第32条 当社は監査役および監査役会を置く。</p> <p>(監査役の員数および選任)</p> <p>第33条 当社の監査役は4名以内とし、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(常勤監査役)</p> <p>第28条 <u>監査役はその互選により常勤監査役を1名以上おこななければならない。</u></p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第29条 <u>監査役会招集の通知は各監査役に対して、会日の3日前までに発するものとする。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第30条 <u>監査役会の決議は法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数によって決する。</u></p> <p>(議事録)</p> <p>第31条 <u>監査役会の議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p> <p><u>2 監査役会の議事録は、決議の日から10年間本店に備え置く。</u></p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第32条 <u>監査役会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>(報酬ならびに退職慰労金)</p> <p>第33条 <u>監査役の報酬ならびに退職慰労金は株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p>	<p>(常勤監査役)</p> <p>第35条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第36条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第37条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第38条 <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>削除」</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第39条 <u>監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第40条 <u>監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
新設」	<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第41条 当社は、取締役会の決議によって、<u>監査役(監査役であったものを含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当社は社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u></p>
新設」	<p style="text-align: center;"><u>第 6 章 会計監査人</u></p>
新設」	<p><u>(会計監査人の設置)</u></p> <p>第42条 <u>当社は会計監査人を置く。</u></p>
新設」	<p><u>(会計監査人の選任)</u></p> <p>第43条 <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p>
新設」	<p><u>(会計監査人の任期)</u></p> <p>第44条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p>
新設」	<p><u>(会計監査人の報酬等)</u></p> <p>第45条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>新設」</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(営業年度および決算期)</p> <p>第34条 当社の営業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとし、毎営業年度末を決算期日とする。</p> <p>(利益配当金の支払)</p> <p>第35条 利益配当金は毎決算期現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主および実質株主名簿に記載または記録された実質株主もしくは登録質権者に対し、株主総会の決議によりこれを支払うものとする。</p> <p>(中間配当の支払)</p> <p>第36条 取締役会の決議により、毎年9月30日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主および実質株主名簿に記載または記録された実質株主もしくは登録質権者に対して商法第293条ノ5に定める金銭の分配(以下中間配当という)をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間等)</p> <p>第37条 利益配当金および中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p>新設」</p>	<p>(<u>会計監査人の責任免除</u>)</p> <p>第46条 当社は会計監査人との間で、<u>会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1,600万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第47条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第48条 当社は株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「<u>期末配当金</u>」という)を支払う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第49条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「<u>中間配当金</u>」という)をすることができる。</u></p> <p>(<u>期末配当金等の除斥期間</u>)</p> <p>第50条 <u>期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</u></p> <p>2 <u>未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。</u></p>

(注) 上記変更案は、平成18年5月23日開催の取締役会で決議した内容ですが、本年6月22日開催予定の株主総会に上程する際には、文言の修正等を行うことがあります。

3. 日 程

定時株主総会開催予定日 平成18年6月22日(木)